

南丹市国民健康保険運営協議会

日 時 令和 6 年 11 月 8 日（金） 午後 1 時 30 分から 2 時 35 分

会 場 南丹市役所 2 号庁舎 3 階 301 会議室

出席者

- 被保険者代表 竹原委員、麻田委員、勝山委員
- 保険医及び保険薬剤師代表 竹中委員
- 公益代表 湯浅委員、田井委員
- 被用者保険等保険者を代表 森山委員
- 事務局

柴田市民部長、市民課 森課長、越浦課長補佐、高屋係長、出野主事
関係課 健幸まちづくり課 中西課長補佐

会議録

1. 開会

事務局： 今年度につきましては、本協議会委員の任期満了に伴い令和 6 年 9 月 1 日より、新たな委員様に就任をいただいています。任期は令和 9 年 8 月 31 日までの 3 年間となります。令和 6 年度、初めての協議会となりますので委嘱状の交付を取り行わせていただきます。

2. 挨拶

市民部長： 皆様方におかれましては本日、大変お忙しい中ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。今後 3 年間お世話になりますが、どうぞよろしくお願い致します。

日頃は、南丹市行政、とりわけ国民健康保険事業の運営につきましては、それぞれのお立場でご協力、ご支援をいただいておりますことに、改めてお礼と感謝を申し上げます。

すでにニュースなどでご存じのことと思いますが、本年 12 月 2 日から、健康保険証の新規の発行が廃止され、マイナ保険証に切り替わります。保険証とマイナンバーカードの一体化については、今年 7 月の健康保険証切り換えの際にお知らせをさせていただいています。市内の国保加入におけるマイナ保険証の保有率は、6 月末で 56%という状況です。マイナ保険証を使いますと、過去のお薬情報や健康診断の結果が見られ、体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができるようになる他、お薬の飲み合わせや分量の調整もしていただけるようです。また、窓口で高額な医療費を一時的に自己

負担したり、書類申請の手続きの必要がなくなります。マイナ保険証への切り換えがまだでしたら、窓口で手続きができますので、この場を借りてご案内させていただきます。

さて、健康保険制度は言うまでもなく、国民の保険を支える最後の砦ですが、その構造的な問題や財政基盤の脆弱性など、多くの課題を抱えています。将来にわたり安定した国保運営を確保するため、国や府に意見や要望を引き続き行って参ります。本日は、運営協議会の会長、副会長の選任をはじめ、南丹市国民健康保険の状況について説明をさせていただきます。委員の皆様方の忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。今後におきましても、皆様方の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局： 国民健康保険の制度についてご説明させていただきます。

国民健康保険は、制度創設以来、国民すべてがいつでもどこでも安心して医療が受けられる国民皆保険制度の中核を担い、地域住民の健康の維持増進に貢献をしてきました。しかしながら、国民健康保険は協会けんぽなどの被用者保険に比べて、中高年齢者が多く加入していることから、年々医療費が増加する一方、保険税負担能力が弱い方々の加入割合が高く、保険税の負担率が高いといった構造的な課題を抱えています。市町村の国保運営の安定化が課題であるなか、平成 30 年度から新たに都道府県が財政の責任主体となり、市町村は引き続き地域住民と身近な関係の中、地域におけるきめ細やかな事業を担うことになりました。このことにより一定、町村の国保財政は安定したとはいえ、依然として厳しい状況が続いています。このような情勢の中で、国民皆保険制度の最後の砦である国民健康保険の運営を安定化させていくことは、我が国の社会保障制度上、非常に重要な課題となっています。

その国民健康保険の運営に関しまして、必要な意見の交換や調査、審議さらに市長への意見の具申等を行うために設けられているのが、国民健康保険運営協議会となります。保険税に関することや保険給付の種類、それから内容の変更に関する事など、国保事業の基本をなすべき事項、保険財政に重大な影響を及ぼす重要事項を審議いただくため、国民健康保険法第 11 条において、各市町村保険者にその設置が定められているところです。

南丹市国民健康運営協議会は、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員、被用者保険等保険者を代表する委員の合計 13 人の委員で構成されており、任期につきましては 3 年間で、令和 9 年 8 月 31 日までとなっております。

事務局： 規則第 7 条第 1 項の規定により、会議の議長は会長が行うこととなっています。去る 8 月 31 日で委員の任期が満了しておりますため、本日会長を選出していただく必要があります。それまでの間は仮の議長としまして、市民部長の方で議事進行をさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

<出席状況の報告>

事務局： 本日の欠席通告委員につきましては、シャウベッカー有香委員、高屋委員、秋田委員、榎原委員、辰巳委員、桂委員の 6 人となっています。

規則第 7 条第 2 項の規定によりまして本協議会が成立していることをご報告いたします。

<会議録署名人の指名>

議長： 本会規則第 9 条第 2 項により、竹中委員と森山委員を指名させていただきますのでよろしくお願いします。

3.

議事 (1)「南丹市国民健康保険運営協議会会長および副会長の選任について」

議長： 規則第 5 条第 1 項の規定によりまして、公益を代表する委員のうちから委員全員の互選により選出することとなっております。

選出についてご意見を賜りたいと思います。

(事務局一任)

事務局一任とのお声をいただきましたので、事務局の方から提案をお願いします。

事務局： 公益を代表する委員 4 名のうち、榎原委員、桂委員のお 2 人が欠席となっています。榎原委員、桂委員より本会での決定事項に対しましては、一任いただけることを確認しておりますことを報告いたします。

事務局一任とのお声をいただきましたので、事務局から提案をさせていただきます。

これまで会長をお世話になっていました桂委員に引き続き会長を、副会長に民生児童委員協議会からお世話になっています、湯浅委員にお願いをしたいと思います。

議長： 会長に桂委員、副会長に湯浅委員に就任いただくこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長： 異議なしとのお声をいただきましたので、協議会の会長に桂委員、副会長には湯浅委員に決定いたします。

規則第 5 条第 3 項の規定により、湯浅副会長に会長の代行をお願いしたいと思います。

副会長： 会長が本日欠席のため、代行をさせていただきます。国民健康保険は、お話にありましたように大変な状況だと思います。少しでもうまくいきますように、皆さんと共に協議を行いたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局： 規則第 7 条の第 1 項の規定により会議の議長は、会長が行うこととなっています。会長が欠席のため、湯浅副会長に議事の進行をお願いします。

議長： 議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

議事 (2)「令和 5 年度南丹市国民健康保険事業の概要について」

事務局： 令和 5 年度南丹市国民健康保険の加入者は、6,255 人です。対前年比としまして 250 人減っています。0 歳から 39 歳までの加入者が 1,299 人で全体の 20.7%、40 歳から 64 歳が 1,993 人で全体の 31.9%、65 歳から 74 歳が 2,963 人で全体の 47.4%となります。

南丹市人口に対し、国民健康保険の被保険者が占める割合は約 21%です。被保険者の割合が増える 65 歳以上の方の人口 4,529 人に対して、国保の被保険者数は 2,963 人で、南丹市の人口に占める国保の被保険者の割合は 65%です。また、70 歳以上 75 歳未満の人口 2,481 人に対し、国保の被保険者は、1,910 人になっており約 77%の方が南丹市国民健康保険に加入されていることになります。このことから、高年齢の方の層が厚いことがうかがえます。

医療費の状況について説明します。令和5年度の医療費は2,919,987,000円でした。令和4年度と比較しますと、15,455,000万円減少しています。1人当たりの医療費は453,256円で前年比としては523円の減少となり、ほぼ横ばいの状況です。

保健事業の状況について説明をします。特定健診は、令和2年度、新型コロナウイルスの関係で集団健診を中止したことにより、受診者が大幅に減少をしました。令和3年度からは、健診を平常に戻したことにより特定健診の受診者が813人から1,963人へと約2.4倍に増加、令和4年度も1,980人と、コロナ前に少しずつ戻りつつある状況です。特定保健指導の令和3年度の終了率は13.7%、令和4年度は15.1%と微増はしていますが、京都府と比較すると低い状況です。

人間ドックの利用助成につきましては、日帰りの短期人間ドックを毎年5月から翌年3月末までの期間実施をしており、費用の7割相当額を補助するものとなっています。

糖尿病性腎症重症化予防の取り組みでは、医療機関と連携をとりながら、人工透析への移行を防止し健康寿命の延伸を図ることを目的に実施をしています。要精密検査未受診者への受診勧奨を行った人数は9名で、そのうち医療の受診につながった方は5名となっています。また、糖尿病の治療中断された1名の方については、訪問で勧奨をおこない受診につながっています。ハイリスク者対策では、令和5年度から特定健診の受診者に加えて、健診の未受診者の方に対しても、医療機関と連携をして保健指導を実施し、合計2人の方が保健指導につながっています。

スマホでドックの取り組みでは、健診未受診者で満27歳から49歳になる生まれ年が奇数年の方を対象として実施いたしました。令和5年度は、対象者458人のうち、申込者が22人で受診率は4.8%でした。また、令和5年度は、これらの申込者に対して市民健診の受診勧奨を行った結果、6名の方の申し込みがありました。

医療費の適正化事業では、適正化に向け医療費通知、重複服薬の通知、後発医薬品差額通知を行っています。通知により、被保険者が自分自身の健康や医療費について考えるきっかけをつくる事が出来ています。特に、重複服薬事業については、被保険者及びその主治医と連携を取ることができ、医療費適正化につながっています。

第三者行為求償では、交通事故等により負傷した方から申し出を受け、国保連合会を通じ、相手方へ請求を行っています。また、1ヵ月ずつレセプト点検で資格過誤を確認し、資格喪失後の受診分の医療費を保険者間での調整や、本人への直接請求を行い、医療費の適正化を実施しています。

第3期データヘルス計画の策定については、令和5年度に計画策定を行いました。計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間となっています。策定に当たり、本協議会に対し市長より諮問をさせていただき、数回にわたる協議の結果、市への答申をお世話になりました。本計画をもとに、国民健康保険被保険者の生活の質の維持向上と健康寿命の延伸、その結果、医療費の適正化に向けた保健事業を展開していきたいと考えています。

保険税の状況について説明いたします。令和5年度は、令和4年度と比較し保険税の総額及び1人当たりの保険税が減少しています。理由として、令和4年度から保険税率を下げたことによる減少となっています。

収納に関しましては、令和5年度分は、現年度の収納率が96.04%、滞納繰越分の収納率が28.37%となっており、いずれも令和4年度の収納率を上回った結果となっています。収納率向上のために、令和2年の1月から口座振替えの原則化をお願いしています。普通徴収における口座振替率は、令和5年度は57.04%となっており、令和4年度より少し減っていますが、57%台を維持しています。

国民健康保険事業特別会計の収支状況について説明いたします。令和5年度の歳入については、単年度収入が3,398,945,065円となっており、保険税収入や国や府等からの交付金を含んでいます。

基金繰入金については、基金から63,152,000円を繰り入れました。また、前年度繰越金として約17,000,000円が繰り越されています。

歳入合計は3,479,097,631円となりました。歳出については、単年度支出が3,422,159,007円です。主に、保険給付費と京都府に納める納付金となっています。基金への積立金は約8,529,000円です。歳出合計とし3,430,688,007円で、歳入歳出の差引額は48,409,624円となり、令和6年度に繰り越をしました。

令和5年度の報告は以上となります。

議長： 令和5年度の事業報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんか

委員： 医療費について教えて頂きたいのですが、全体の医療費は下がっていますが、1人当たりの医療費が変わらないのは、保険者数が減ったことが影響しているのですか。

事務局： 4年度の被保険者数の平均が6,764人、令和5年度は6,424人でした。令和4年度から340人減少しています。医療費全体としては、被保険者数とともに減りましたが、1人当たりとしては、実はそんなに変わらなかったという結果

になります。

委員： 保険者数は減ったが、1人あたりの医療費は、そんなに下がらないということでよろしかったでしょうか。

事務局： そうです。

委員： 分かりました。つづいての質問ですが、収納率についてです。現年分は 95.6 ですが、滞納分は非常に収納率が低い状況です。このことに対して、どのような対策を考えておられますか。もしくは、何か向上するような方法や見直しはあるのでしょうか。

事務局： 滞納繰越分に係る収納率については、令和 5 年度に関しては 28.37%で、令和 4 年度の 23.99%と比べますと、少し上がってるような状況です。取り組みとしましては、保険税を滞納されてる方に対し、保険証の期限を短くした短期証を発行し、3 ヶ月に 1 度、保険証が必要な方は窓口に取りに来ていただく手法をとっています。その中で、来庁された際に納税交渉を行っています。その他にも国民健康保険税においては、京都地方税機構と共同し、収納率向上に向けて日々取り組んでいるところです。

委員： 収納率を、もっと上げる方法についての検討も大事ですが、それ以外の対策も考えておられたら、お伺いしたいと思いました。私の考えですが、やはり払わないといけないものは、払わないといけないと思います。このまま推移するのではなくて、何かもう少し向上できないかと思いましたので、お伺いした次第です。

委員： 医療費適正化のところで、医療費通知を年 4 回出されているようですが、我々、協会けんぽでは年に 1 回しか通知を行っていません。どのように 4 回に分けて通知されているのでしょうか。

事務局： 被保険者に対して、期間を分けて通知していますので、約 3 ヶ月ずつになります。基本、確定申告にも使っていただけるような通知にもなりますので、11 月 12 月分の診療月は、確定申告の間際にならないと集約が取れないものになります。2 月下旬頃に確定申告に合うぐらいのところ、11 月と 12 月を集約してお送りしているので、4 ヶ月になる時もありますが基本、3 ヶ月ずつの取りまとめになっています。

議長： 他に何かご意見はありませんか。
(意見なし)

議事 (3) 「令和 6 年度南丹市国民健康保険事業の概要について」

事務局： 4 月から 9 月までの各月の平均の世帯数・被保険者数を記載しています。毎月、世帯数、被保険者数は減少傾向にあります。

医療の給付の状況につきましては、令和 5 年度、6 年度の 4 月から 10 月までの支払い分になっています。令和 6 年度につきましては、療養給付費、療養費、高額療養費をすべて合わせて、現時点で 127,395,678 円となっています。

1 人当たり給付費は月平均 32,005 円となっており、令和 5 年度の 32,287 円と比較しますと 282 円の減少となっています。

第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画に基づく保健事業につきましては、令和 6 年度から令和 11 年までの 6 年間の計画に基づいて、被保険者の生活習慣病の発症予防と重症化予防を目的に事業の実施を検討しています。被保険者を取り巻く医療、保険、地域と一体となり取り組みを進めていきたいと考えています。

令和 6 年度の保険税の状況について説明します。資料では、令和 6 年度の本算定時点での状況を掲載しています。令和 6 年度の保険税率は、令和 5 年度の保険税率を据え置いています。令和 6 年度は、地方税法の改正により、後期高齢者支援金分の賦課限度額が引き上げられています。課税総額は、令和 5 年度から減少し 560,875,000 円となりました。1 人当たりの保険税は、令和 5 年度から微増し、85,476 円となりました。

財政調整基金の状況についてです。令和元年度から令和 5 年度までの 5 ヶ年における、期末の基金残高を示しています。令和 5 年度につきましては、63,152,000 円を取り崩し、8,529,000 円を積み立て、差引き 54,623,000 円の取り崩しとなりました。基金残高は約 307,515,000 円となっています。

令和 7 年度の国民健康保険税の税率を決定するまでのスケジュールになります。南丹市が京都府に納める納付金については、例年 11 月下旬に京都府から仮算定結果が通知され、南丹市長から保険税について協議会に諮問がなされます。委員の皆様にご意見を頂戴しまして、税率についての答申をするという流れになります。

京都府に納める納付金の仮算定結果の後、12 月中下旬頃に市長の諮問による、第 2 回協議会を開催させていただきます。京都府から納付金額決定額と標準保険税率が提示された後の 2 月上旬までに協議会を開催し、南丹市の保険税率を

協議していただいて、答申をしまいにします。

令和6年度の南丹市国民健康保険事業の概況については、以上となります。

議長： 説明をいただきました内容について、ご意見等ありましたらお願いします。

委員： 医療給付の状況で、先ほど説明にもありましたが、協会けんぽでは、医療費の伸びが賃金の伸びより上をいってるような状況が見受けられます。

南丹市の状況として、1人当たりの医療費給付が下がっており、軒並み下がっている現状がみられます。月平均1人当たり医療給付費は、確定値となりますか。

事務局： 6月、10月の支払い分としてはこの金額が確定値になってます。

委員： 下がっているのはよいことですが、その原因が何か把握されているのでしょうか。

事務局： 令和4年度と比較した結果、282円の減少となります。高額療養費、療養給付費ともに昨年より減少がみられます。また、1ヵ月あたり300,000円以上の比較的高額の医療費が昨年度に比べると下がっている状況がみられることが、現在の分析結果になっています。

委員： 分かりました。非常に良いことだと思いますので、ぜひ分析していただいて、事業に取り組んでいただけたらと思います。

事務局： ありがとうございました。

議長： 基本的には医療給付費が下がることは、いい方向であると考えればよいですね。

他に意見や質問はありますでしょうか。

(意見・質問なし)

議長： 意見がありませんので、議事を終了させていただきます。ありがとうございました。この後については、事務局にお返ししますのでよろしくお願いします。

4. その他

事務局： 全体を通して、委員の皆さんから何かご意見・ご質問がありましたら、お受けします。いかがでしょうか。

(意見・質問なし)

事務局： 今後の日程ですが、令和7年度の保険税率につきまして、京都府に納める納付金の算定等に関する通知により、検討を進め決定していきたいと思えます。委員の皆様には、京都府の仮算定が行われた後にご参集いただき、南丹市国保の次年度の予算見込みの報告をおこない、税率についてのご意見等をいただきたいと思いますと考えています。次回は、12月17日火曜日に第2回の国民健康保険運営協議会の開催を予定しています。また、1月下旬には納付金等の本算定の金額の確認によりまして、第3回の運営協議会を開催する予定としています。そこで保険税率の審議をいただきまして、市へ答申いただく流れで考えていますので、よろしくお願いします。

5. 閉会 あいさつ

事務局： 本日は委員の皆様におかれましては長時間にわたり、慎重審議いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第1回南丹市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。